

国地契第19号
国官技第43号
国営計第34号
平成15年5月15日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

違約金に関する特約条項の制定等について

違約金に関する特約条項の制定等については、「工事における違約金に関する特約条項の制定について」（平成15年5月15日付け国地契第17号。以下「工事通達」という。）及び「建設コンサルタント業務等における違約金に関する条項の制定について」（平成15年5月15日付け国地契第18号。以下「建設コンサルタント業務等通達」という。）により措置されたところであるが、その取扱いについては下記のとおりとされたい。

記

1. 契約締結の時期について

工事請負契約書及び当該契約書記載の工事の違約金に関する特約条項は同日付けで締結すること。

2. 入札手続の開始について

工事通達及び建設コンサルタント業務等通達中の入札手続の開始の時点は、以下のとおり、入札方式ごとに定める入札公告、掲示、公示等を行った時点とする。また、随意契約については契約締結時点とする。

（工事通達にあつては(1)から(4)、建設コンサルタント業務等通達にあつては(5)から(10)）

- (1) 一般競争入札 入札公告
- (2) 公募型指名競争入札 技術資料収集に係る掲示
- (3) 工事希望型指名競争入札 技術資料の提出を求める際に送付する資料の送付
- (4) (2)及び(3)以外の指名競争入札 指名通知
- (5) 公募型プロポーザル 公示
- (6) 簡易公募型プロポーザル 公示
- (7) (5)及び(6)以外のプロポーザル 技術提案書の提出要請書の送付
- (8) 公募型競争入札 公示
- (9) 簡易公募型競争入札 公示
- (10) (8)及び(9)以外の競争入札 指名通知

3. 入札参加者への周知

工事請負契約書案について、入札前に交付、閲覧又は入札説明書への添付等を行う場合には、当該契約書記載の工事の違約金に関する特約条項案を添付すること。